スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉に係るセルフチェックシート

［団体名：　八幡浜市スポーツ協会　］

［記載日：　令和５年３月３０日　］

【対応状況に係る自己評価】

Ａ：対応している

Ｂ：一部対応している

Ｃ：対応できていない

項　　目	対応状況
原則１　法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は，団体に適用される法令を遵守しているか。	
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）	
(2) 法人格を有しない団体は，団体としての実体を備え，団体の規約等を遵守しているか。	Ａ
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 当協会の役員及び会員は当該規約等を遵守している。 当協会の専用口座を開設し、団体として活動のための財産を区分して管理・運営している。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	Ａ
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 事業運営においては、適用される関係法令、地方公共団体が定める各種条例や規則等を遵守している。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	Ａ
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 規約に定め、役員体制を整えている。 理事会、評議員会において決算書類及び事業報告の承認手続きを行うとともに、監事による監査等を通じて適切な団体運営に努めている。	

原則２ 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 基本方針を定め、事業計画書に記載のうえ、理事会及び評議員会に諮っている。 ホームページ等での公表は行っていないため、今後、公表に向けて対応していく。	
原則３ 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 現在、役職員に対するコンプライアンス教育や研修は実施していないが、 県スポーツ協会主催の研修会に参加している。 今後、コンプライアンス教育や研修会等を実施し参加を促す。	
(2) 指導者，競技者等に対し，コンプライアンス教育を実施しているか，又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 現在、指導者、競技者等に対するコンプライアンス教育や研修は実施していない。 今後、コンプライアンス教育や研修会等を実施し参加を促す。	
原則４ 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い，公正な会計原則を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 当協会の定める「八幡浜市スポーツ協会規約」に基づき、適切に会計処理を行っている。	

(2) 国庫補助金等の利用に関し，適正な使用のために求められる法令，ガイドライン等を遵守しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 助成元における交付要綱等を遵守し、規程に沿って適切に処理している。	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 規約に基づき２名の監事を選任し、年１回の監査を実施している。	

原則５ 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに，組織運営に係る情報を積極的に開示することにより，組織運営の透明性の確保を図るべきである。	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 法令で定められている書類（規約、事業計画書、収支予算書、事業報告書等）を事務局に常備し、要請に応じて閲覧できる体制を整えている。 評議員会において事業報告書及び収支予算書等を報告するとともに、（公財）愛媛県スポーツ協会に当該資料を提出している。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	B
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 八幡浜市ホームページにおいて、一部事業を情報開示している。 今後は、（公財）愛媛県スポーツ協会のホームページにおいて、関係資料の開示を検討する。	

原則６ 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合，ガバナンスコード＜NF 向け＞の個別の規定についても，その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜NF 向け＞の規定があるか（ある場合は下欄に記述）

原則１から原則１３について	―
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等） 当協会では、ガバナンスコード（ＮＦ向け）の個別規定については、各原則の内容を精査確認のうえ、カバナンスの確保が求められると判断する場合は、自己説明と公表を行う。	
原則■について	
（現在の取組状況，今後改善に取り組む事項等）	